

職業安定分科会雇用保険部会(第87回)	資料1
平成25年5月23日	

雇用保険制度の概要

目次

雇用保険とは	1
雇用保険制度の概要（体系）	2
雇用保険の適用事業及び被保険者	3
I 求職者給付	5
(a) 一般求職者給付（基本手当等）	6
(b) 高年齢求職者給付金	11
(c) 特例一時金	
(d) 日雇労働求職者給付金 }	
II 就職促進給付	12
III 教育訓練給付	14
IV 雇用継続給付	16
(a) 高年齢雇用継続給付	17
(b) 育児休業給付	18
(c) 介護休業給付	18
雇用保険二事業	19
その他	21

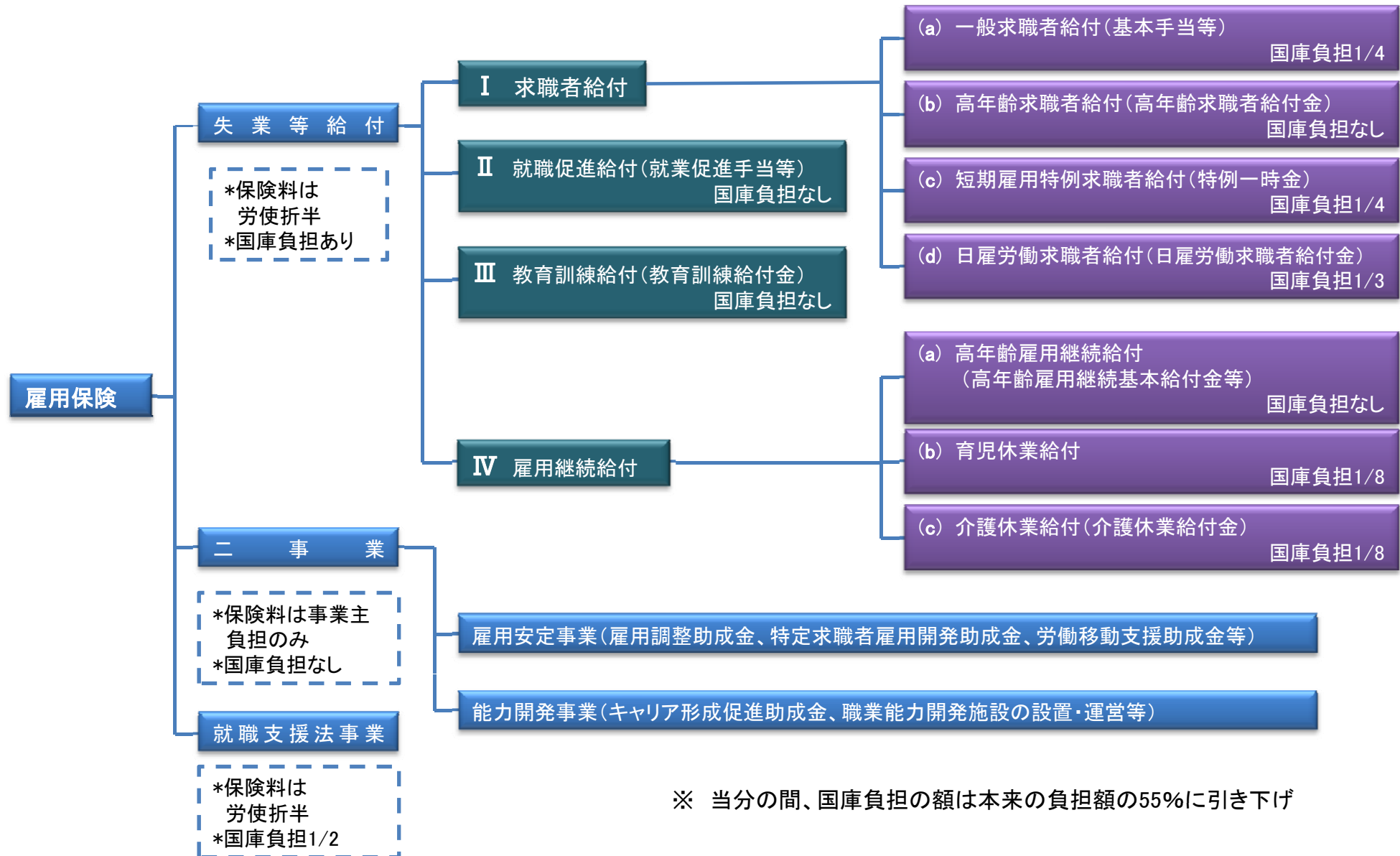
雇用保険は、

① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、

② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を行う、

雇用に関する総合的機能を有する制度である。

雇用保険制度の概要(体系)



雇用保険の適用事業及び被保険者

適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としている。【法5】

○雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者を被保険者としている。【法4 I】

＜適用除外＞【法6】

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（次頁（3）に該当する者を除く。）であって、4月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 65歳に達した日以後に雇用される者（次頁（2）～（4）に該当する者を除く。）
- ⑤ 日雇労働者（※2）であって、適用区域（※3）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ⑥ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑦ 昼間学生

- ※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）
※2 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者
※3 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

・適用事業所数	2,056,657件（H24年度）
・一般被保険者数	37,816,094人（H24年度）
・高年齢継続被保険者数	1,106,958人（H24年度）
・短期雇用特例被保険者数	90,812人（H24年度）
・日雇労働被保険者数	20,031人（H23年度）

雇用保険の適用事業及び被保険者

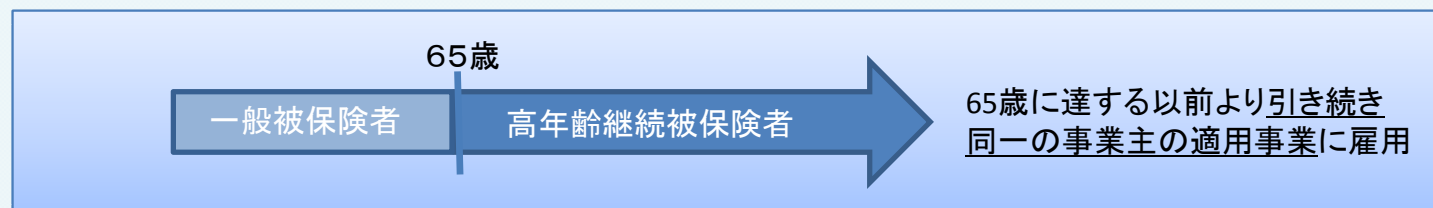
被保険者の種類について

(1) 一般被保険者

被保険者のうち(2)、(3)及び(4)以外の者

(2) 高年齢継続被保険者【法37の2 I】

同一の事業主の適用事業に65歳に達した日前から引き続いて雇用されている被保険者((3)又は(4)に該当しない者)



(3) 短期雇用特例被保険者【法38 I】

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者((4)を除く)

- ① 4か月以内の期限を定めて雇用される者
- ② 所定労働時間が20時間以上30時間未満である者

(4) 日雇労働被保険者【法43 I】

被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう。

- ① 適用区域(※)に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

※ 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(厚生労働大臣が指定する区域を除く。)又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、厚生労働大臣が指定するもの

I 求職者給付

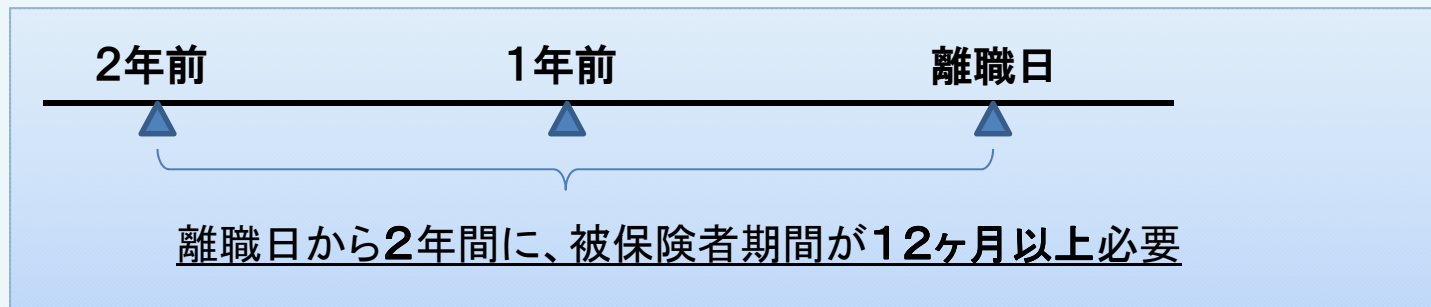
I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

(1) 基本手当【法13】

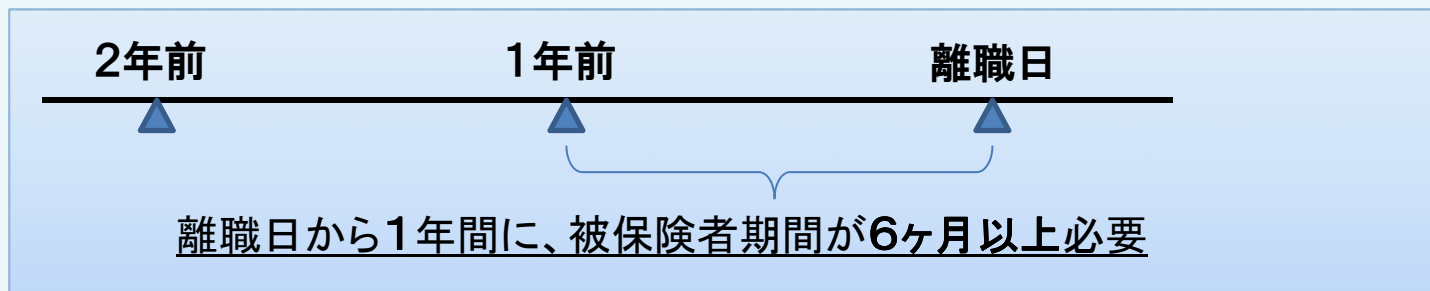
○一般被保険者が失業した際、(i)(ii)のいずれかに該当する場合に支給。

※4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

(i) 一般被保険者が離職した場合



(ii) 倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、(i)の条件で受給資格を得られない場合



注) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(法4Ⅲ)

・基本手当 受給者実人員	576,277人 (H24年度)
・高年齢求職者給付金 受給者数	181,380人 (H24年度)
・特例一時金 受給者数	132,690人 (H24年度)
・日雇労働求職者給付金 受給者実人員	11,324人 (H23年度)

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

○支給日額及び日数は、それぞれ離職前賃金や年齢、離職理由等によって変わる。

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

① 賃金日額の年齢別上限額（平成24年8月1日～）【法17】

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	2,320 円	12,880 円
30歳以上45歳未満		14,310 円
45歳以上60歳未満		15,740 円
60歳以上65歳未満		15,020 円

② 基本手当の給付率【法16】

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,320 - 4,640 円	80%	1,856 - 3,711 円
4,640 - 11,740 円	80 - 50%	3,712 - 5,870 円
11,740 - 15,740 円	50%	5,870 - 7,870 円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,320 - 4,640 円	80%	1,856 - 3,711 円
4,640 - 10,570 円	80 - 45%	3,712 - 4,756 円
10,570 - 15,020 円	45%	4,756 - 6,759 円

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

③ 給付日数(原則)【法22,23】

(イ) 倒産、解雇等による離職者((ハ)を除く)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 一般の離職者((イ)又は(ハ)以外の者)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則(ロ)の給付日数だが、平成26年3月31日までは、暫定的に(イ)の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者(障害者等)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 60歳未満		360日			

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

④ 給付日数(特例)

(i) 訓練延長給付【法24】

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、所定給付日数を超えて基本手当が支給される。

(ii) 広域延長給付【法25】

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(iii) 全国延長給付【法27】

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(iv) 個別延長給付【法附則5】（平成26年3月31日までの暫定措置）

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる受給資格者について、一定の年齢、地域等を踏まえ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を原則60日超えて基本手当が支給される。

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

(2) 技能習得手当【法36】

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給される。

- ・ 受講手当：日額500円（40日まで）
- ・ 通所手当：運賃相当額（注：通勤方法により手当額は異なる）

※ 基本手当の給付が制限されている期間においては、支給されない。

(3) 寄宿手当【法36】

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給される。（月額10,700円）

※1 基本手当の給付が制限されている期間においては、支給されない。

※2 「同居の親族」は、婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

(4) 傷病手当【法37】

基本手当の受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後に、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合、基本手当受給期間内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことの認定を受けた日について、支給される。（基本手当の日額に相当する額）

※ 支給日数の限度は、疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないとの認定を受けた受給資格者の所定給付日数から、当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いたものとなる。

I (b),(c), (d) 高年齢求職者給付金、特例一時金及び日雇労働求職者給付金

(b) 高年齢求職者給付金【法37の4】

高年齢継続被保険者が失業した場合であって、離職の日前1年間に被保険者期間6月以上ある場合に、基本手当の一定日数分（30日又は50日分）の一時金が支給される。

(c) 特例一時金【法40】

短期雇用特例被保険者が失業した場合であって、離職の前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合に、基本手当日額の30日分（当分の間、40日分）の特例一時金が支給される。

(d) 日雇労働求職者給付金【法45】

日雇労働被保険者が失業した場合であって、失業の日の属する月の前2月において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

- ※1 なお、直近2月の各月に、同一事業主に18日以上雇用された場合又は同一の事業主に継続して31日以上雇用された場合は、日雇労働者に該当しない（公共職業安定所長の認可を受けたときを除く）。
- ※2 受給資格決定月における最大支給日数は、前2月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13日（印紙26～31枚）から17日（印紙44枚以上）までとなる。

等級・日数	給付金日額
①第1級印紙保険料を24日分以上納付	7,500円
②第1級及び第2級印紙保険料を24日分以上納付(①を除く)	
③第1級、第2級及び第3級印紙保険料を24日分以上納付(①、②を除く) かつ 第3級印紙保険料の算定納付日数 $\leq$ 第1級印紙保険料の納付日数 $\times 3/5$	6,200円
①、②、③以外	4,100円

Ⅱ 就職促進給付

Ⅱ 就職促進給付

就業促進手当等【法56の3】

イ 就業手当

受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額（※）の30%相当額が支給される。

※ロの対象とする就職を除く

※基本手当日額は5,870円（60～64歳は4,756円）を上限とする。

ロ 再就職手当

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の50%に基本手当日額（※）を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

※基本手当日額は5,870円（60～64歳は4,756円）を上限とする。

ハ 常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合であって、支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者について、支給残日数の40%に基本手当日額（※）を乗じた額の一時金が支給される。

※ロの手当を受けられる場合を除く。

※基本手当日額は5,870円（60～64歳は4,756円）を上限とする。

- ・ 就業手当 受給者実人員 3,002人（H24年度）
- ・ 再就職手当 受給者数 387,438人（H24年度）
- ・ 常用就職支度手当 受給者数 10,481人（H24年度）

Ⅲ 教育訓練給付

Ⅲ 教育訓練給付

教育訓練給付金【法60の2】

① 支給対象者

次のいずれかに該当し、支給要件期間（注1）が3年以上（注2）ある者であって、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した者

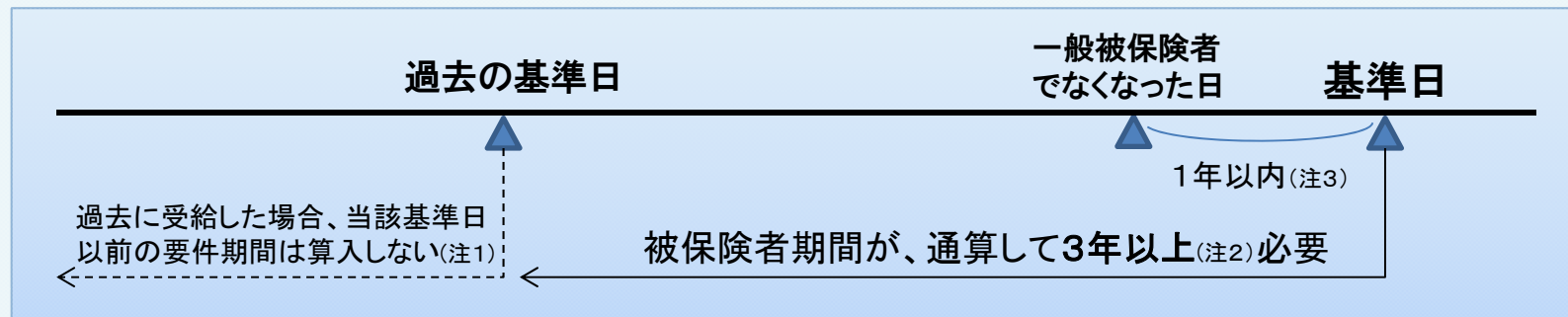
(1) 教育訓練を開始した日（基準日）に一般被保険者である者

(0) 基準日が一般被保険者でなくなってから1年以内（適用対象期間（注3）の延長が行われた場合には最大4年以内）にある者

注1）教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

注2）当分の間、初回に限り、1年以上で支給が受けられる。

注3）一般被保険者でなくなってから1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、教育訓練の受講開始期限を延長することができる。



② 給付額

教育訓練に要した費用の**20%（上限10万円）**

IV 雇用継続給付

Ⅳ(a) 高年齢雇用継続給付

(a) 高年齢雇用継続給付

基本手当を受給せずに雇用を継続する者に対して支給する「高年齢雇用継続基本給付金」と基本手当を受給した後再就職した者に対して支給する「高年齢再就職給付金」の二つの給付金がある。

① 支給対象者

(イ) 高年齢雇用継続基本給付金【法61】

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

(ロ) 高年齢再就職給付金【法61の2】

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

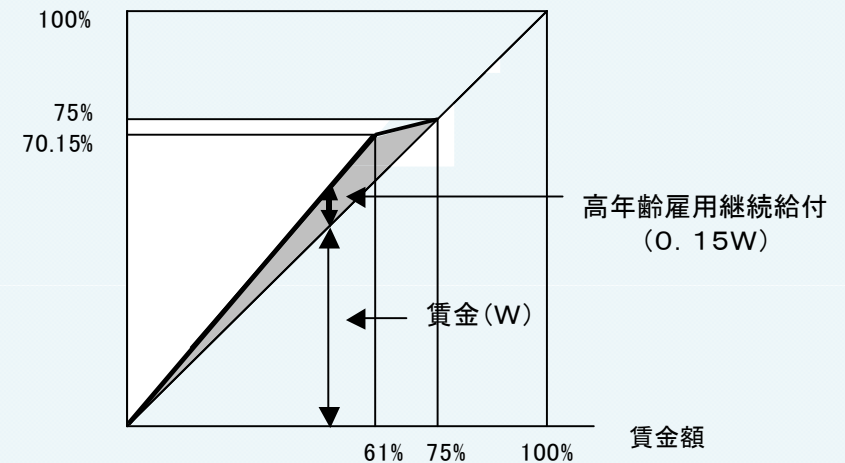
② 給付額

60歳以後の各月の賃金の15%

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額34万3,396円を超える場合、超える額を減額

賃金額+給付額



③ 支給期間

65歳に達するまでの期間

※①(ロ)は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

・ 高年齢雇用継続給付 初回受給者数 188,726人 (H24年度)

Ⅳ(b),(c) 育児休業給付及び介護休業給付

(b) 育児休業給付【法61の4】

① 支給対象者

1歳（その子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には1歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12月以上ある者

② 支給額

休業開始時賃金日額の**50%**相当額を支給（当分の間の措置。本来は40%相当額）

※賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額

(c) 介護休業給付【法61の6】

① 支給対象者

家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前2年間にみなし被保険者期間が12月以上ある者

② 支給額

休業開始時賃金日額の**40%**相当額を支給

※賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額

- ・ 育児休業給付 初回受給者数 237,383人（H24年度）
- ・ 介護休業給付 受給者数 9,088人（H24年度）

雇用保険二事業

雇用保険二事業の概要

(1) 雇用安定事業【法62】

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図るための事業

- 雇用調整助成金（失業予防に努める事業主を支援）
- 特定求職者雇用開発助成金（就職困難者の雇入れを支援）
- 地域雇用開発助成金（地域の雇用開発を支援）
- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置、運営費（高齢者や障害者の雇用支援）

(2) 能力開発事業【法63】

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図るための事業

- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置、運営費（公共職業訓練の実施）
- 民間等を活用した効果的な職業訓練等の推進
- キャリア形成促進助成金

その他

就職支援法事業及び費用の負担

求職者支援事業【法64】

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、職業訓練を行う者に対する助成や、特定求職者に対し、職業訓練受講給付金の支給を行うことにより、特定求職者の就職の促進を図る。

費用の負担

(1) 保険料

○雇用保険料率：**原則17.5/1000** $\left\{ \begin{array}{l} \text{失業等給付分：14/1000（労使折半）} \\ \text{二事業分：3.5/1000（事業主負担）} \end{array} \right.$

○財政状況に照らして一定の要件（p24参照）を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能（弾力条項）

<平成25年度保険料率>

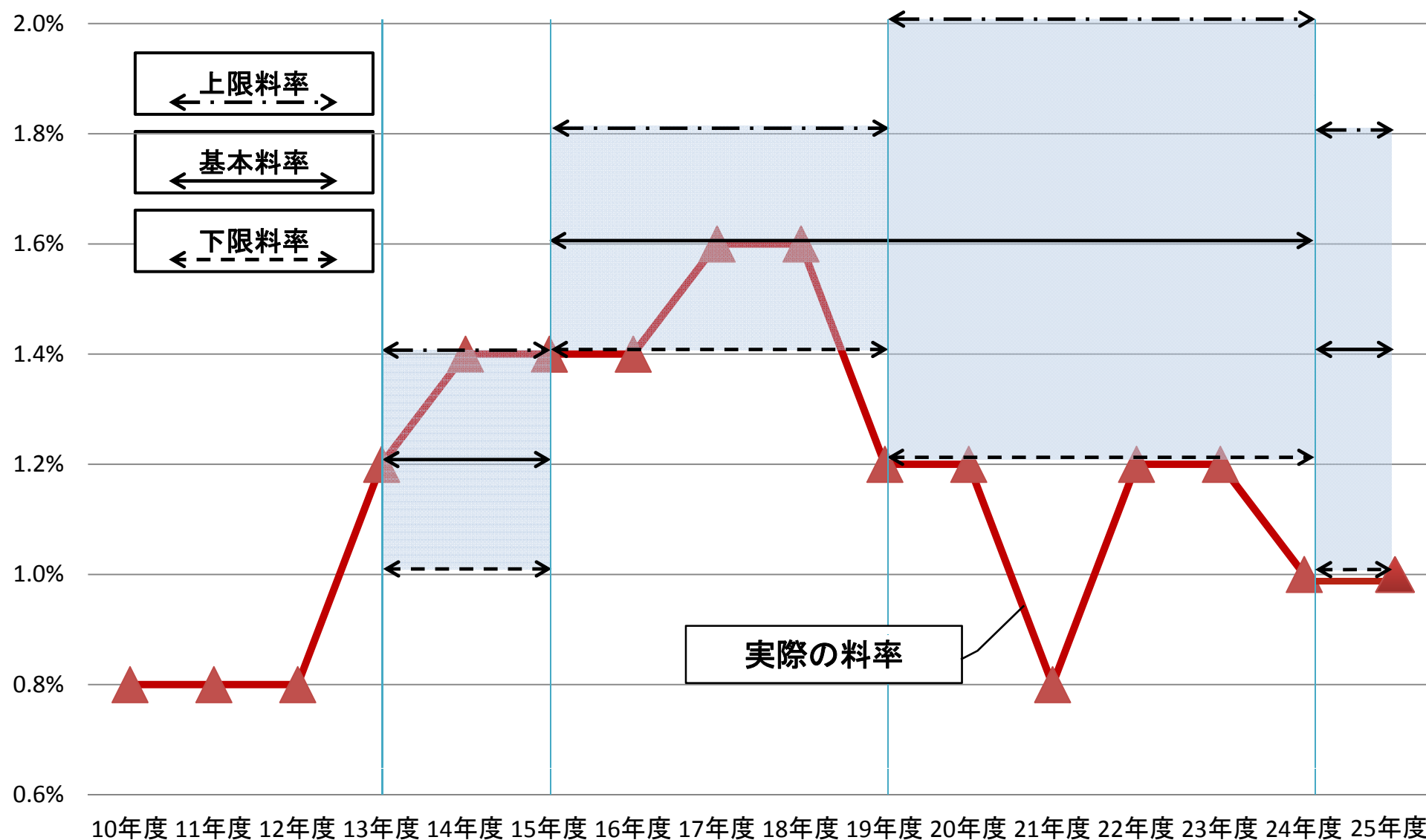
	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料及び就職支援法事業のための保険料	5/1,000	5/1,000	10/1,000
二事業のための保険料	3.5/1,000	なし	3.5/1,000
計	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000

(2) 国庫負担

- ① 一般求職者給付及び短期雇用特例求職者給付にあつては、これに要する費用の**4分の1**を負担する。
- ② 日雇労働求職者給付金にあつては、これに要する費用の**3分の1**を負担する。
- ③ 育児休業給付及び介護休業給付にあつては、これに要する費用の**8分の1**を負担する。

※ ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の負担額の55%とされている。

失業等給付にかかる保険料率の推移



雇用保険料の弾力条項について(参考)

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 10/1000 \text{まで}) \end{array}$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 18/1000 \text{まで}) \end{array}$$

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金} - \text{失業等給付の積立金からの受入金残額}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

注：「雇用保険二事業への繰入金残額（失業等給付の積立金からの受入金残額）」
 ＝「失業等給付からの借入金（平成22年度～25年度に限る。）の総額」－「失業等給付の積立金への返済金の総額」

積立金残高と受給者実人員の推移

